2　第一の三の2の責務にのっとり、三の1の看護研修改善計画に基づき適切な研修を実施するとの意思を誓約する署名を行った機関により設立されたものであること。

3　過去三年間に、第五の一の2、特例インドネシア人看護師候補者及び特例インドネシア人介護福祉士候補者の雇用管理、研修の実施等に関する指針（平成二十三年厚生労働省告示第百九十二号。以下「特例インドネシア人看護師候補者等指針」という。）第五の一の2若しくは特例フィリピン人看護師候補者及び特例フィリピン人介護福祉士候補者の雇用管理、研修の実施等に関する指針（平成二十四年厚生労働省告示第百九十号。以下「特例フィリピン人看護師候補者等指針」という。）第五の一の2又は交換公文指針第四の二の4、経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定に基づく看護及び介護分野におけるインドネシア人看護師等の受入れの実施に関する指針（平成二十年厚生労働省告示第三百十二号。以下「インドネシア人看護師等受入れ指針」という。）第四の二の4若しくは経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定に基づく看護及び介護分野におけるフィリピン人看護師等の受入れの実施に関する指針（平成二十年厚生労働省告示第五百九号。以下「フィリピン人看護師等受入れ指針」という。）第四の二の4の規定による報告（以下「特例受入れ機関等報告」という。）を拒否し、又は不当に遅延させたことがない機関により設立されたものであること。

4　過去三年間に、第五の一の3、特例インドネシア人看護師候補者等指針第五の一の3若しくは特例フィリピン人看護師候補者等指針第五の一の3又は交換公文指針第四の二の5、インドネシア人看護師等受入れ指針第四の二の5若しくはフィリピン人看護師等受入れ指針第四の二の5の規定による巡回訪問（以下「受入れ調整機関による巡回訪問」という。）の際の求められた必要な協力を拒んだことがない機関により設立されたものであること。

三　研修の要件

特例ベトナム人看護師候補者の研修は、次の1から4までに掲げる要件を満たさなければならない。

1　研修内容は、各特例ベトナム人看護師候補者の特性に応じて、平成二十九年度に実施される看護師国家試験の合格を目指すものとし、看護研修改善計画として、当該研修内容を実施するとともに、交換公文指針第二の一の4の(1)の看護研修計画に対する評価を踏まえた改善内容について明らかにしたものが作成されていること。

2　研修を統括する研修責任者並びに専門的な知識及び技術に関する学習の支援、日本語学習の支援、生活支援等を行う研修支援者が配置され、1の看護研修改善計画を実施するために必要な体制が整備されていること。

3　研修責任者は、原則として看護部門の教育責任者とし、研修支援者は、原則として三年以上の業務経験のある看護師とすること。

4　研修が行われる病床は、医療保険が適用されるものに限ること。

四　特例受入れ機関との労働契約の要件

一の1の労働契約は、日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けることを内容とするものでなければならない。

第三　看護師の資格取得後の就労

特例ベトナム人看護師候補者であった者が看護師の資格を取得した後の看護師としての就労に当たっての要件等は、交換公文指針第三の一による。

第四　厚生労働省による確認

平成二十六年度に入国したベトナム人看護師候補者であって法務省告示の特例により在留資格の変更の許可を受けようとするものを受け入れようとする機関からの依頼に応じて、厚生労働省職業安定局長は、当該機関が交換公文に基づき当該ベトナム人看護師候補者を現に雇用するものであるか否かを確認するとともに、同省医政局長は、第二の一の2及び3の要件、同二の2の要件並びに同三の1及び2の要件を満たすか否かを確認し、同省職業安定局長及び医政局長は、それらの結果を当該機関に対して通知するものとする。

第五　受入れ調整機関による相談対応等

一　受入れ調整機関の事業

受入れ調整機関は、特例ベトナム人看護師候補者に対する適正な雇用管理、適切な研修等を確保するため、次に掲げる事業を実施する。

1　特例受入れ機関との契約の締結

受入れ調整機関は、2の規定による報告及び3の規定による巡回訪問に関する守秘義務を含む受入れ支援に係る契約を特例受入れ機関と締結するものとする。

2　特例受入れ機関からの報告の受理

(1)　在留資格変更時報告

特例受入れ機関は、受け入れている者が法務省告示の特例により在留資格の変更の許可を受けた場合には、その旨及び第二の三の1の看護研修改善計画を速やかに受入れ調整機関に報告するものとする。

(2)　定期報告

イ　特例受入れ機関は、特例受入れ施設の要件の遵守状況及び労働契約の要件の遵守状況について、平成三十年一月一日現在で取りまとめ、遅滞なく、受入れ調整機関に報告するものとする。

ロ　特例受入れ機関は、受け入れている各特例ベトナム人看護師候補者の研修の実施状況について、平成二十九年十月一日現在で取りまとめ、遅滞なく、受入れ調整機関に報告するものとする。

(3)　随時報告

イ　特例受入れ機関は、受け入れている特例ベトナム人看護師候補者が死亡若しくは失踪した場合又は当該特例ベトナム人看護師候補者が出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条第一項の規定に違反して収入を伴う事業を運営する活動若しくは報酬を受ける活動を行っていると思料する場合には、速やかに受入れ調整機関に報告するものとする。

ロ　特例受入れ機関は、受け入れている特例ベトナム人看護師候補者が特定活動の在留資格（特例ベトナム人看護師候補者又はベトナム人看護師に係る活動を指定されたものに限る。）以外の在留資格への変更の許可を受けた場合には、速やかにその旨を受入れ調整機関に報告するものとする。

ハ　特例受入れ機関は、受け入れている特例ベトナム人看護師候補者との労働契約を終了する場合には、あらかじめ、その旨を受入れ調整機関に報告するものとする。

ニ　特例受入れ機関は、受け入れている特例ベトナム人看護師候補者について、平成二十九年度に実施される看護師国家試験の合否の結果を把握し、速やかに受入れ調整機関に報告するものとする。

ホ　特例受入れ機関は、受け入れている特例ベトナム人看護師候補者が帰国した場合には、帰国後、速やかにその旨を受入れ調整機関に報告するものとする。

(4)　受入れ調整機関は、(1)から(3)までに掲げるほか、特例ベトナム人看護師候補者に対する適正な雇用管理、適切な研修の実施等を確保するため、必要があると認めるときは、特例受入れ機関に対し、必要な報告を求めるものとする。

(5)　受入れ調整機関は、(1)から(4)までの報告その他整理した必要な情報を厚生労働大臣に提出するものとする。

3　特例受入れ施設に対する巡回訪問

受入れ調整機関は、定期的に又は必要に応じて特例ベトナム人看護師候補者の特例受入れ施設を巡回訪問し、特例受入れ機関による特例ベトナム人看護師候補者の雇用管理の状況又は研修の実施状況等を把握する。